経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	芸濃４－１	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 津市長　前　葉　泰　幸	（所在地） 津市西丸之内２３番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	津市芸濃町河内字山堂206-3	4033-ｳ-5-0	山林	0.79	スギ	42	令和5年12月8日 (公告月日)	15年 (令和20年12月７日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	津市芸濃町河内字山堂208-4											
3	津市芸濃町河内字山堂209-1											
4	津市芸濃町河内字山堂3594-5											
5	津市芸濃町河内字山堂3595											
6	津市芸濃町河内字山堂3596-1											

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所　在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市芸濃町河内字山堂206-3	4033-ｳ-5-0	山林	0.79	スギ	42				
2	津市芸濃町河内字山堂208-4									
3	津市芸濃町河内字山堂209-1									
4	津市芸濃町河内字山堂3594-5									
5	津市芸濃町河内字山堂3595									
6	津市芸濃町河内字山堂3596-1									
	以下余白									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　津市西丸之内２３番１号
氏　名　津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所 [redacted]
氏　名 [redacted]

（記載注意）
（１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
（２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
（３）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	芸濃４－２	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 津市長　前　葉　泰　幸	（所在地） 津市西丸之内２３番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	津市芸濃町河内字二ツ葉2730-1	4061-ｱ-34-0	保安林	5.18	スギ・ヒノキ	41	令和5年12月8日 (公告月日)	15年 (令和20年12月７日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	津市芸濃町河内字二ツ葉2730-2											
3	津市芸濃町河内字二ツ葉2731		山林									

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所　在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市芸濃町河内字二ツ葉2730-1	4061-ｱ-34-0	保安林	5.18	スギ･ヒノキ	41				
2	津市芸濃町河内字二ツ葉2730-2									
3	津市芸濃町河内字二ツ葉2731		山林							
	以下余白									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　津市西丸之内２３番１号　氏　名　津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名

（記載注意）
（１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
（２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
（３）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	芸濃４－３	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 津市長 前 葉 泰 幸	（所在地） 津市西丸之内２３番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	津市芸濃町河内字梅ケ畑182-1	4031-ア-27-0	田	0.07	スギ	78	令和5年12月8日 (公告月日)	15年 (令和20年12月７日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	津市芸濃町河内字梅ケ畑183-1		畑									
3	津市芸濃町河内字梅ケ畑184-2		原野									
4	津市芸濃町河内字梅ケ畑3238-1		山林			75						
5	津市芸濃町河内字梅ケ畑3240	4031-ア-26-0	山林									
6	津市芸濃町河内字梅ケ畑187-1	4031-ア-28-0	山林	1.37	スギ	60						
7	津市芸濃町河内字梅ケ畑3245											
8	津市芸濃町河内字梅ケ畑3246											
9	津市芸濃町河内字梅ケ畑3253											
10	津市芸濃町河内字梅ケ畑3225	4031-ア-20-0	ため池	1.64	スギ	56						
11	津市芸濃町河内字梅ケ畑3226		山林									
12	津市芸濃町河内字梅ケ畑3228											
13	津市芸濃町河内字梅ケ畑3248	4031-ア-35-0	保安林	1.25	スギ	56						
14	津市芸濃町河内字梅ケ畑3251		山林									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所　在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市芸濃町河内字梅ケ畑182-1	4031-ｱ-27-0	田	0.07	スギ	78				
2	津市芸濃町河内字梅ケ畑183-1		畑							
3	津市芸濃町河内字梅ケ畑184-2		原野							
4	津市芸濃町河内字梅ケ畑3238-1		山林			75				
5	津市芸濃町河内字梅ケ畑3240	4031-ｱ-26-0	山林							
6	津市芸濃町河内字梅ケ畑187-1	4031-ｱ-28-0	山林	1.37	スギ	60				
7	津市芸濃町河内字梅ケ畑3245									
8	津市芸濃町河内字梅ケ畑3246									
9	津市芸濃町河内字梅ケ畑3253									
10	津市芸濃町河内字梅ケ畑3225	4031-ｱ-20-0	ため池	1.64	スギ	56				
11	津市芸濃町河内字梅ケ畑3226		山林							
12	津市芸濃町河内字梅ケ畑3228									
13	津市芸濃町河内字梅ケ畑3248	4031-ｱ-35-0	保安林	1.25	スギ	56				
14	津市芸濃町河内字梅ケ畑3251		山林							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　津市西丸之内２３番１号
氏　名　津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]
氏　名

（記載注意）
（１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
（２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
（３）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	芸濃4－4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 津市長 前 葉 泰 幸	（所在地） 津市西丸之内23番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	津市芸濃町河内字南杣谷2380	4052-ア-27-0	保安林	1.91	スギ	79	令和5年12月8日 （公告月日）	15年 （令和20年12月7日）	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	津市芸濃町河内字南杣谷2381	4052-ア-27-0	保安林									
3	津市芸濃町河内字落合2606	4065-オ-9-0	山林	0.37	スギ	67						
	以下余白											

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所　在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市芸濃町河内字南杣谷2380	4052-ア-27-0	保安林	1.91	スギ	79				
2	津市芸濃町河内字南杣谷2381	4052-ア-27-0	保安林							
3	津市芸濃町河内字落合2606	4065-オ-9-0	山林	0.37	スギ	67				
	以下余白									

別紙のとおり

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

別紙

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書（共有林等）

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者の数	所有者氏名			備考
1	津市芸濃町河内字南杣谷2380	保安林	1.91	2	[redacted]			
2	津市芸濃町河内字南杣谷2381	保安林		2				
3	津市芸濃町河内字落合2606	山林	0.37	2				

権利の設定を受ける市町村（乙）

住　所　津市西丸之内23番1号
氏　名　津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　所 [redacted]
氏　名

住　所 [redacted]
氏　名

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	芸濃4－5	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 津市長　前　葉　泰　幸	（所在地） 津市西丸之内23番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	津市芸濃町河内字二ツ葉2693-1	4057ーアー8ー0	保安林	3.96	スギ・ヒノキ	36	令和5年12月8日 （公告月日）	15年 （令和20年12月7日）	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所　在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市芸濃町河内字二ツ葉2693-1	4057ーアー6-0	保安林	3.96	スギ・ヒノキ	36				
	以下余白									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)	住　所	津市西丸之内23番1号
	氏　名	津市長 前 葉 泰 幸
権利を設定する森林の森林所有者(甲)	住　所	[redacted]
	氏　名	
	住　所	
	氏　名	
	住　所	
	氏　名	

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	芸濃4－6	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 津市長　前　葉　泰　幸	（所在地） 津市西丸之内23番1号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	津市芸濃町河内字落合2607	4065－オ-7-0	山林	2.30	スギ・ヒノキ	67	令和5年12月8日 （公告月日）	15年 （令和20年12月7日）	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	津市芸濃町河内字落合2608	4065－オ-7-0	山林									
3	津市芸濃町河内字落合2613	4065－オ-7-0	保安林									
4	津市芸濃町河内字落合2614	4065－オ-7-0	山林									
5	津市芸濃町河内字落合2615	4065－オ-7-0	山林									

以下余白

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所　在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市芸濃町河内字落合2607	4065ーオ-7-0	山林	2.30	スギ・ヒノキ	67				
2	津市芸濃町河内字落合2608	4065ーオ-7-0	山林							
3	津市芸濃町河内字落合2613	4065ーオ-7-0	保安林							
4	津市芸濃町河内字落合2614	4065ーオ-7-0	山林							
5	津市芸濃町河内字落合2615	4065ーオ-7-0	山林							
	以下余白									

別紙のとおり

（記載注意）
（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
（3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

別紙

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書（共有林等）

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者の数	所有者氏名			備考
1	津市芸濃町河内字落合2607	山林	2.30	3	[redacted]			
2	津市芸濃町河内字落合2608	山林						
3	津市芸濃町河内字落合2613	保安林						
4	津市芸濃町河内字落合2614	山林						
5	津市芸濃町河内字落合2615	山林						

権利の設定を受ける市町村（乙）

住　所　津市西丸之内23番1号
氏　名　津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　所
氏　名
[redacted]

住　所
氏　名
[redacted]

住　所
氏　名
[redacted]

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(１３)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路線その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙（経営管理実施権が設定された時には、経営管理実施権者）が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（10）損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

（11）経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

（12）甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

（13）経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

（14）その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。